



# 常勤役員報酬等規程

平成 14年 6月14日 制定

財団法人 日本合板検査会

## 常勤役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人日本合板検査会（以下「検査会」という。）に常時勤務する役員（以下「常勤役員」という。）の給与及び退職手当等に関する事項を定めることを目的とする。

### (常勤役員報酬)

- 第2条 常勤役員の報酬の月額を、計算期間を毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とした、別表1に定める年報酬額の1/12に相当する額とする。
2. 新たに常勤役員に就任した者又は役員の役務を異にした場合には、その日から日割り算をもって支給し、離職（退任、死亡を含む。）の場合はその月の月額の全額を支給する。
  3. 検査会の職員が、年度途中で新たに常勤役員に就任した場合は、その年度に支給すべき報酬について次のとおり計算及び調整を行う。
    - ア、支給額の計算
      - a. (職員俸給の年収見込額 / 12) × 当該年度の職員在籍月数
      - b. (役員年報酬額 / 12) × 当該年度の役員在任月数その年度の支給額は、上記aとbとの合計額とする。
    - イ、調整
      - aで計算された額と4月以降既に支給された額（賞与を含む）との間に、過不足が生じる場合には、次の調整を行う。  
不足の場合：その額を雑給として常勤役員就任時に支給する。  
超過の場合：その額について、就任の日以降に支給する当該年度内の月額を減額して支給する。
  4. 法人税法施行令第71条第1項に該当しないことが確認された、部長又は所長職の兼務役員の報酬月額を、当該職の支給相当額を減じて支給する。
  5. 前4項の支給相当額は、検査会の給与規程を準用して理事長がこれを定める。

### (支給方法及び支給日)

第3条 第2条に規定する額より、所得税法その他の税法による税金及び社会保険等に関する法律による個人負担金を控除した金額を、毎月20日に現金で支給する。

### (長期欠勤者の報酬)

第4条 常勤役員が病気療養などで欠勤が3ヶ月を超えた場合、理事長は当該常勤役員の月額報酬等を改定する。

### (退職手当)

第5条 常勤役員が、常勤を退任したときは退任慰労金を支給する。

2. 退任慰労金の額は基準額に別表2に定める役別加算額を加えた額とする。

3. 基準額

ア、基準額は、次により算出した額とする。

(退任時の年報酬額×1/16)×在任期間による支給率

イ、在任期間の計算は、役員就任の日の属する月から退任の日の属する月までの期間とする

ウ、支給率は、検査会の給与規程に定める支給率を準用し、特別退職の扱いとする。

エ、在任期間に1年未満の端数が生じた場合の支給率は月割り計算とする。

4. 退任慰労金の支給にあたり、次の給付または支給を受ける者については、その給付額又は支給額を退任慰労金の支給額から控除して支給する。

(1) 東京都合板厚生年金基金から給付される次の給付額

ア、第1種退職年金のうち加算年金について退職時に計算される選択一時金の額

イ、脱退一時金の額

ウ、死亡退職したため給付される遺族一時金の額

(支給時期及び方法)

第6条 退任慰労金の支給時期は、理事会で承認後、2ヶ月以内とする。

ただし、検査会の業績等の都合により上記により難しい場合は、当該常勤役員と協議のうえ、支給の時期、方法等について別に定めることができる。

(報酬の決定)

第7条 報酬及び退任慰労金の改訂については理事会の議決を経て行う。

(在任年齢)

第8条 常勤役員の在任年齢は次のとおりとする。

ア、理事長及び専務理事は、満65才の誕生日を定年とし、定年の日をもって退任する。

ただし、定年の日から在任期間が1年に満たない場合は、任期満了の日まで在任することができる。

イ、常務理事は満63才、理事は満60才を定年として定年の日をもって退任する。

ただし、理事長が認めた場合は、定年の年の年度末日まで在任することができる。

2. 非常勤役員の場合については、その在任期間は、おおむね12年を限度とし、また、新任者については65才を超えて、再任者については70才を超えて、それぞれ在任しないものとする。

なお、非常勤役員の知識及び経験が業務運営上特に必要である場合等においては、上記の限りでないものとする。

(その他)

第9条 前第2条の4に規定する役員の就業にあつては、検査会の就業規則を適用する。

附 則

1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

なお、第85回理事会（昭和51年11月24日）の承認による「常勤役員の報酬及び  
退任慰労金の支給に関する内規」は、この規程の施行をもって廃止とする。

2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。